

別紙標準様式（第6条関係）

会議録

会議の名称	令和4年度 第2回枚方市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和5年2月3日（金） 開始時刻 14時 00分 終了時刻 15時 35分
開催場所	枚方市役所 別館4階 第3・第4委員会室
出席者	<p>（委員）</p> <p>会長 森 詩 恵 委員 伴 武 明・鈴木 信 幸・遠 山 忠 史 藤 本 良 知・山 羽 徹・戸 倉 なおみ 中 村 加 枝・伊 藤 寛・和 田 賢 次 佐 藤 千 景・松 浦 洋 介・高 山 健 西 本 大 輔</p> <p>（市）</p> <p>副市長 長 沢 秀 光 市民生活部長 菊 地 武 久 市民生活部次長 末 次 博 典 国民健康保険室長 小 菅 徹 国民健康保険課長 松 岡 博 己 健康づくり・介護予防課長 栃 川 和 宏</p> <p>（事務局）</p> <p>国民健康保険課 係長 桐 山 里 香 国民健康保険課 係長 福 島 純 子 国民健康保険課 主任 藤 本 直 樹 国民健康保険課 係員 江 尻 壮 汰</p>
欠席者	<p>（委員）</p> <p>中 田 耕 司・福 間 眞智子・室 田 博 子 山 田 誠・松 田 伸 一・宮 腰 正 基</p>

<p>案 件 名</p>	<p>1. 令和5年度保険料について（諮問事項）</p> <p>①令和5年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課割合について</p> <p>②令和5年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び賦課割合について</p> <p>③令和5年度介護2号被保険者に係る介護納付金賦課総額及び賦課割合について</p> <p>2. 保険料賦課限度額の引き上げについて（諮問事項）</p> <p>3. 保険料軽減判定所得の引き上げについて（諮問事項）</p> <p>4. 令和5年度本市独自の軽減の導入について（諮問事項）</p> <p>5. 出産育児一時金について（諮問事項）</p> <p>6. 報告事項</p> <p>令和5年度国民健康保険制度の適正な運営に向けた本市の取り組みについて</p> <p>7. その他</p>
<p>提出された資料等の名 称</p>	<p>1. 次第書</p> <p>2. 令和4年度第2回国民健康保険運営協議会資料</p> <p>3. 令和5年度枚方市国民保険料率の算定について（概要）</p>
<p>決 定 事 項</p>	<p>運営協議会への諮問に対する答申</p> <p>【答申内容】</p> <p>1. 令和5年度保険料について</p> <p>①令和5年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課割合について</p> <p>賦課総額を7,300,064千円とし、賦課割合を所得割48.2%、均等割31.1%、平等割20.7%とすることは適当である。</p> <p>②令和5年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び賦課割合について</p> <p>賦課総額を2,320,930千円とし、賦課割合を所得割48.4%、均等割31.0%、平等割20.6%とすることは適当である。</p> <p>③令和5年度介護2号被保険者に係る介護納付金賦課総額及び賦課割合について</p> <p>賦課総額を780,450千円とし、賦課割合を所得割44.9%、均等割55.1%とすることは適当である。</p> <p>2. 保険料賦課限度額の引き上げについて</p> <p>基礎賦課額に係る賦課限度額を現行の630,000円から650,000</p>

	<p>円に、後期高齢者支援金等分に係る賦課限度額を 190,000 円から 200,000 円にそれぞれ引き上げることは適当である。</p> <p>3. 保険料軽減判定所得の引き上げについて 低所得者に対し被保険者均等割及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 5 割軽減の対象世帯については 285,000 円から 290,000 円に、2 割軽減の対象世帯については 520,000 円から 535,000 円にそれぞれ引き上げることは適当である。</p> <p>4. 令和 5 年度本市独自の軽減の導入について 応益割保険料額軽減世帯について、保険料軽減割合が 7 割世帯は被保険者 1 人あたりにつき 2,000 円、5 割世帯および 2 割世帯は被保険者 1 人あたりにつき 2,300 円の軽減額を加算することは適当である。</p> <p>5. 出産育児一時金について 出産育児一時金の金額を 408,000 円から 488,000 円に変更することは適当である。</p>
<p>会議の公開、非公開の別及び非公開の理由</p>	<p>公開</p>
<p>会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由</p>	<p>公表</p>
<p>傍聴者の数</p>	<p>3人</p>
<p>所管部署 (事務局)</p>	<p>市民生活部 国民健康保険室 国民健康保険課</p>

審 議 内 容	
会 長	<p>定刻の午後2時になりましたので、ただ今から令和4年度第2回枚方市国民健康保険運営協議会を開催します。</p> <p>本日の協議会に対しまして傍聴の申し出がございますので、これを許可しています。ご了承願います。</p> <p>まず、協議会の開会にあたりまして、長沢副市長からご挨拶をお受けします。</p>
長 沢 副 市 長	<p>皆様、こんにちは。枚方市副市長の長沢です。</p> <p>委員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症における対応など、何かとお忙しい中、ご出席いただきましたこと、また、平素より本市の市政運営に対し、ご指導・ご鞭撻をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、本日は、令和5年度の国民健康保険料率算定に係る5件の案件を予定しており、本協議会に諮問させていただきます。</p> <p>令和5年度は、平成30年度に国民健康保険制度改革がスタートして6年目を迎える年であり、大阪府下の保険料統一まであと1年となります。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えの影響もあり、一人あたりの医療費は減少したものの、令和3年度以降は再び増加傾向が続いています。また、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行したことや、被用者保険の適用拡大などにより、被保険者数全体が縮減し、財政運営を取り巻く状況は先行きが不透明となっております。</p> <p>本市としましては、今後、共に保険者としての役割を担う大阪府との連携を密にしながら、令和6年度の大阪府下の保険料統一への準備など、様々な課題への対応を適切に進めていくことで、被保険者の皆さんの信頼に応え、安心して医療を受けていただくことができるよう、制度の安定に力を尽くしてまいります。</p> <p>結びに、委員の皆様には、引き続き、お力添えをいただきますようお願い申し上げます、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。</p> <p>皆様、どうぞよろしくようお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、事務局から委員の出席状況について報告をお願いします。</p>
小 菅 室 長	<p>委員の出席状況について報告します。</p> <p>本日の会議のただいまの委員出席数は14名であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>

<p>会 長</p>	<p>ただ今、報告がありましたとおり、出席委員は定足数に達しておりますので、本日の協議会が成立していることを確認します。</p> <p>前回、昨年9月に通常開催しました協議会からこれまでに、新任の委員がいらっしゃいますので、事務局から紹介をお願いします。</p>
<p>小 菅 室 長</p>	<p>それでは、新任の委員についてご紹介させていただきます。</p> <p>欠員がありました被保険者代表として、 福間 眞智子（ふくま まちこ）委員に、新たにご就任いただいておりますが、本日は所用のため欠席されています。</p> <p>なお、本日まで出席の委員の皆様と、本市職員については、個別の紹介を省略させていただきますが、お手元の座席表でご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは引き続き、資料の確認をさせていただきます。皆様にご持参いただきました「次第」、「冊子の資料」、「A3の概要」、また、お手元には「諮問書の写し」をご用意しております。過不足はございませんでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今から審議に入ります。</p> <p>次第にありますとおり、付議案件の諮問事項 「令和5年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課割合について」 「令和5年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び賦課割合について」 「令和5年度介護2号被保険者に係る介護納付金賦課総額及び賦課割合について」 「保険料賦課限度額の引き上げについて」 「保険料軽減判定所得の引き上げについて」 「令和5年度本市独自の軽減の導入について」 「出産育児一時金について」を一括議題とします。</p> <p>諮問書の写しを事前に皆様の机にご用意しておりますので、ご覧ください。</p> <p>それでは、長沢副市長から諮問書の朗読をお願いします。</p>
<p>長 沢 副 市 長</p>	<p>諮問をさせていただきます。</p> <p>令和5年2月3日 枚方市国民健康保険運営協議会 会長 森 詩恵 様</p>

	<p>枚方市長 伏見隆</p> <p>諮問書</p> <p>枚方市国民健康保険条例第2条第2項に係る下記の事項について、貴協議会に諮問します。</p> <p>諮問事項</p> <p>1. 令和5年度保険料について</p> <p>①令和5年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課割合について 賦課総額を7,300,064千円とし、 賦課割合を所得割 48.2%、均等割 31.1%、平等割 20.7%とする。</p> <p>②令和5年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び賦課割合について 賦課総額を2,320,930千円とし、 賦課割合を所得割 48.4%、均等割 31.0%、平等割 20.6%とする。</p> <p>③令和5年度介護2号被保険者に係る介護納付金賦課総額及び賦課割合について 賦課総額を780,450千円とし、 賦課割合を所得割 44.9%、均等割 55.1%とする。</p> <p>2. 保険料賦課限度額の引き上げについて 基礎賦課額に係る賦課限度額を現行の630,000円から650,000円に、 後期高齢者支援金等分に係る賦課限度額を190,000円から200,000円にそれぞれ引き上げる。</p> <p>3. 保険料軽減判定所得の引き上げについて 低所得者に対し被保険者均等割及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、 被保険者数に乗ずる金額を5割軽減の対象世帯については285,000円から290,000円に、2割軽減の対象世帯については520,000円から535,000円にそれぞれ引き上げる。</p> <p>4. 令和5年度本市独自の軽減の導入について 応益割保険料額軽減世帯について、 保険料軽減割合が7割世帯は被保険者1人あたりにつき2,000円、5割世帯および2割世帯は被保険者1人あたりにつき2,300円の軽減</p>
--	---

小 菅 室 長	<p>額を加算する。</p> <p>5. 出産育児一時金について 出産育児一時金の金額を 408,000 円から 488,000 円に変更する。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> <p>今回、感染防止の観点から諮問書の手交は省略させていただきます。恐れ入りますが、長沢副市長は他の公務のため、こちらで退席させていただきます。</p>
	<p>副市長退席</p>
会 長	<p>次に、事務局から諮問事項について説明を求めます。</p>
松 岡 課 長	<p>それではお手元の資料 1 ページをご覧ください。</p> <p>項番の 1. 市町村国保の財政構造について、令和 5 年度国予算案ベースで、概念図をお示ししております。図 1 をご覧ください。我が国の市町村国保全体の財政のあらましを 100 億円単位で四捨五入したものでございます。</p> <p>医療給付費等総額は、約 10 兆 5,000 億円と見込まれており、その財源としては、図の右側、被用者保険を含む各医療保険から拠出される前期高齢者交付金と、図の中央、国と都道府県の公費負担、図の左側、保険料収入で構成されております。</p> <p>医療給付に必要な額から、前期高齢者交付金を除いたうちの 50%を保険料収入でまかなうこととなっておりますが、図の左側をご覧いただければお分かりのとおり、国、都道府県、市町村の財源により保険料の軽減等が講じられており、被保険者の皆様から徴収する保険料は、図の中央部分、全国の市町村合計で、約 2 兆 3,200 億円と見込まれているものでございます。</p> <p>次に項番の 2. 国民健康保険特別会計のしくみでございます。</p> <p>平成 30 年度からの国民健康保険制度改革により、都道府県と市町村はともに保険者となり、都道府県は財政運営の責任主体としての役割を担うこととなりました。</p> <p>市町村は徴収した保険料等を都道府県へ事業費納付金として納付します。都道府県は各市町村から集まった事業費納付金等を財源として、各</p>

市町村へ保険給付に係る費用を交付金として交付します。

図2で申しますと、右側下段の黄色の「収入」と白色の「支出」の図ですが、市町村の国保特別会計のイメージで、上側の長方形が2つつながったものが都道府県の特別会計のイメージとなります。上向きの矢印の大きいほう、市町村の特別会計から、都道府県の特別会計への事業費納付金が、図1の左側、保険料等でまかなう50%に相当するものでございます。

2ページをご覧ください。

項番の3. 大阪府国民健康保険の状況といたしまして、(1)被保険者数は、少子高齢化の影響により、これまで被保険者数全体としては減少傾向がある中で、令和5年度は前年度より約6万2千人減の約172万1千人と見込まれています。その中で70歳以上の被保険者数は増加傾向を示していましたが、令和4年からは1947年以降に生まれた団塊の世代が、後期高齢者医療制度に移行していることから、70歳以上を含む全区分において被保険者数は減少する見込みです。

(2)保険給付費は、図4のグラフのとおり令和4年度はコロナ禍の診療控えから回復し、1人あたり診療費が全般的に伸びている状況です。そんな中、令和3年度に大きく回復した未就学児は、ほぼ横ばいでしたが、70歳以上については1人あたりの診療費が大きく回復する傾向にあります。

そのため、この傾向を踏まえた令和5年度推計においては、未就学児を含め、増加傾向が継続しています。

一方、1人あたり診療費が約2倍となる70歳以上の被保険者については、これまで全体の1人あたり診療費の主な増加要因となってきましたが、団塊世代が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、70歳以上の被保険者数が減少に転じることから、令和5年度は70歳以上の診療費総額は前年度比約4.7%の減少、額としては約135億円の減少と見込まれています。

3ページをご覧ください。

項番の4. 市町村標準保険料率につきましては、先ほどお示した状況を踏まえ、大阪府が医療給付等に必要な費用を見込み、算定するものでございます。

医療給付費分につきましては、図6にお示ししているようにその財源が構成されています。なお、この図につきましては、大阪府の資料を基に1億円単位で四捨五入するなどして、本市の責任において図として構成したものですので、この内容について大阪府へのお問い合わせはご遠慮いただくようお願いいたします。

<p>会 長</p>	<p>この図の左側の縦に長い長方形が、各市町村特別会計から大阪府特別会計に納める事業費納付金を表しており、その総額は、約 2,041 億円でございます。このうち、各市町村の一般会計からの繰り入れ等を見込む部分、約 380 億円を除いた部分が、被保険者の皆様から徴収させていただきます保険料の必要額で、府内全市町村合計で、約 1,661 億円と見込まれています。</p> <p>表 1 をご覧ください。一行目の医療分におきまして、今ご説明したとおり、事業費納付金(A)の額 2,041 億 4,666 万 6,183 円から一般会計からの繰入金等 (B) 380 億 34 万 4,381 円を減じた額の 1,661 億 4,632 万 1,802 円が保険料収納必要額となることをお示ししています。</p> <p>同様に後期高齢者支援金等分及び介護納付金分について、国から示された係数をもとに推計した後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に必要な経費から公費等を控除し、市町村が納める国民健康保険事業費納付金 (A) の額を算定しています。ここから、一般会計からの繰入金等を控除した、保険料収納必要額が表 1 の一番右の欄のとおりそれぞれ求められております。</p> <p>これを表 1 の下の行にお示ししています一般被保険者数、一般世帯数、所得総額の各係数をもとに、被保険者一人当たり及び一世帯当たりには按分して求めた額等が、表 2、令和 5 年度市町村標準保険料率にお示しするものでございます。料率のうち、所得割は世帯の前年所得額に乗ずる率、均等割は被保険者一人ずつにかかる額、平等割は世帯ごとに係る額となっております。</p> <p>大阪府においては、離島やへき地がないなど医療環境の格差が小さいこと、市町村間の医療費水準に大きな格差がないことから、被保険者間の負担の公平化を図るため、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、令和 6 年度に市町村標準保険料率に統一します。すでに統一保険料率を採用している市町村は、令和 4 年度は 43 市町村中 15 市町となっております。</p> <p>4 ページをご覧ください。</p> <p>表 3 には、参考として令和 4 年度の市町村標準保険料率をお示ししています。一番右の欄、1 人当たり保険料収納必要額を表 1 と比較してご覧ください。令和 5 年度の 1 人当たり保険料収納必要額は、16 万 2,417 円と令和 4 年度と比べて 14,631 円の増となっております。</p> <p>変動の主な要因は、保険給付費や介護納付金の増、社会保険等から拠出される前期高齢者交付金の増などでございます。</p> <p>ここまでの説明でご質問はございますか。</p>
------------	--

<p>会 長</p>	<p>ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">質疑・応答なし</p> <p>よろしいでしょうか。 それでは続きまして説明のほどよろしくお願ひいたします。</p>
<p>松 岡 課 長</p>	<p>引き続き 4 ページをご覧ください。 項番の 5. 枚方市保険料率の算定について、でございます。 大阪府による本市の事業費納付金等の算定結果は表 4 のとおりでございます。この結果は、前のページの表 1 の大阪府内全体の事業費納付金額を各市町村の一般被保険者数等、世帯数、所得総額によって按分した額でございます。</p> <p>1 人当たり保険料収納必要額が、大阪府全体の算定結果より多くなっていますが、これは枚方市の被保険者の所得額が大阪府全体の平均よりも高いことが要因です。</p> <p>表 5 の令和 4 年度枚方市事業費納付金等算定結果をご覧ください。表の一番右、激変緩和措置後保険料収納必要額の欄に示す数値が、令和 4 年度の保険料率算定に用いたものでございます。1 人当たり保険料収納必要額を、表 4 の令和 5 年度の値と比べますと、18,550 円の差があります。増減の要因は（1）大阪府による算定における増減の要因で示すとおり、保険給付費の増加、後期高齢者支援金及び介護納付金の支出増加、前期高齢者交付金等の増加でございます。</p> <p>令和 6 年度に市町村標準保険料率に統一するにあたり、この差を埋めていく必要がありますが、令和 5 年度においては、保険料が急激に増加することがないように大阪府及び本市において、激変緩和措置を講じます。具体的な措置については、後で述べさせていただきます。</p> <p>まず、（1）大阪府による算定における増減の要因ですが、以下のような増減の要因が挙げられています。</p> <p>ひとつめとして、保険給付費の増加ですが、昨年度から引き続き、コロナ禍の診療控えからの回復・反動傾向を受けて、1 人あたりの診療費が全般的に伸びていることから、1 人あたり 18,500 円増加していること、特に令和 4 年度実績値（推定値含む）が、令和 4 年度本算定値を大きく上回るなど大幅な増加傾向にあります。</p> <p>ふたつめとして、後期高齢者支援金及び介護納付金の支出増加で、高齢化の進展、団塊世代の移行等により、1 人あたり約 8,700 円、介護給付費が全国的に増加傾向にあることから、1 人あたり 3,300 円増加して</p>

います。

みつつめとして、前期高齢者交付金等の増加で、前期高齢者交付金の他、後期高齢者支援金国庫負担金、療養給付費等負担金の増加により、1人あたり約12,200円減額となっています。

令和5年度は、医療分の増加に加え、後期分・介護分の著しい増加が特徴です。これまでの推移をみても特に、後期分・介護分が1人当たり保険料額に大きな影響を与えています。

6ページをご覧ください。

(2) 保険料統一に向けた激変緩和措置等につきまして、

まず、ア. 前年度余剰金の活用についてですが、表7をご覧ください。事業費納付金、一般会計からの繰入金等の額については、4ページの表4と同じ額です。左から3番目の列、前年度余剰金の欄にお示しするとおり、4,533万3,683円を事業費納付金の財源とすることで、医療分の保険料収納必要額を引き下げるものです。その結果、1人当たり保険料収納必要額は、16万2,957円となりますが、表4の算定結果と比べて640円の引き下げとなります。

次にイ. 予定収納率の設定について、でございます。収納率とは、賦課した保険料額のうち未納となって翌年度以降に回収を図っていく滞納分をのぞいた、年度内に納付があった額の率を言います。収納率を確保することは、保険料負担の公平性の観点から重要であり、また予定収納率を高く設定することで賦課総額が小さくなり、一人当たり保険料額の抑制につながることから、表8にお示ししていますとおり本市の実績収納率が年々向上していることを踏まえ、令和5年度の予定収納率は、市町村標準保険料率による収納率93.95%を上回る95.50%と設定します。

賦課総額とは、被保険者に負担いただく保険料額の総額で、低所得世帯の軽減措置などを適用する前の額です。

表9をご覧ください。賦課総額(C)の欄にお示しするのが予定収納率を93.95%としたときの賦課総額です。この値に0.9395を乗ざると、左の保険料収納必要額99億3,337万9,106円が求められることが確かめられます。同様に賦課総額(D)の欄の額に0.955を乗ざると同じ額が求められます。(C)と(D)の差は1億7,160万4,453円で被保険者1人当たりでは約2,423円低くなります。

7ページをご覧ください。

ウ. 賦課割合の段階的変更についてです。保険料は、医療分、支援金分につきましては、所得割、均等割、平等割の3方式、介護分につきましては、所得割、均等割の2方式により賦課します。

賦課割合とは、賦課総額をそれぞれの賦課方式ごとに按分する割合で、

例えば所得割が 50%、均等割が 30%、平等割が 20%の時、賦課総額が 10 億円であれば、所得割総額は、5 億円、均等割総額は 3 億円、平等割総額は 2 億円となり、この場合、均等割額は 3 億円を被保険者数で割ることにより求められることとなります。

表 10 の枚方市の保険料賦課割合をご覧ください。

令和 3 年度からの本市の賦課割合を示していますが、現行の賦課割合は、市町村標準保険料率に基づく割合との乖離が大きいことが見てとれますが、令和 5 年度についても段階的に割合を近づけ、令和 6 年度までに割合を標準保険料率に基づく割合に合わせる必要があります。

次に、(3) 賦課総額について、でございます。

表 11 の保険料収納必要額 (E) ですが、これは、前のページの表 7 の右側、保険料収納必要額、と同じ値であることがお確かめいただけるかと存じます。これを予定収納率 95.5%で除した額が、賦課総額 (E÷F) となります。賦課総額を所得割、均等割、平等割の 3 方式に按分する際に、先ほど申し上げた賦課割合を適用します。

医療分を例にしますと、賦課総額 73 億 6 万 4 千円に所得割は 48.2%、0.482 を乗じて得られた 35 億 1,863 万 848 円が所得割として賦課する額となります。同様に、均等割、平等割の額を求めることができます。後期分、介護分についても同様です。

次に 8 ページにまいります。

(4)、令和 5 年度保険料率の算定につきましては、これまでご説明いたしました諸条件を適用いたしまして、保険料率を求めた表です。表 12 の左の値は、表 11 で求めた方式ごとの賦課総額とおなじ値です。

これらの値を、医療分の所得割については、賦課限度額控除後の所得総額、381 億 7,201 万 9,380 円で除した割合が 9.22%、均等割については、一般被保険者数見込の 70,825 人で除した 32,060 円、平等割については、一般世帯数見込の 46,800 世帯で除した 32,290 円になるものでございます。後期分、介護分につきましても、表の見方は同様でございますが、介護分については世帯に係る平等割がございません。

算定結果については、参考として表 13 の令和 4 年度保険料率の算定、9 ページ 表 14 の令和 4 年度と 5 年度の保険料率の比較をご確認ください。

次に、(5) 賦課限度額の引上げについてをご覧ください。

国民健康保険法施行令の規定に沿った、大阪府の「国民健康保険運営方針」を踏まえ、医療分に係る賦課限度額を 2 万円、後期分を 1 万円それぞれ上げます。これにより、医療分が 65 万円、後期分が 20 万円となります。

次に（６）保険料軽減判定所得の引き上げにつきましては、所得が低い世帯にあつては、均等割及び平等割をいいます応益割の保険料負担が重くなることから、世帯の所得額に応じて、応益割保険料を軽減する制度があります。

所得額が住民税基礎控除額である 43 万円以下の世帯は、7 割軽減が適用されますが、国は、令和 3・4 年度は据え置かれた 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において世帯の被保険者数に乗じる軽減判定所得基準額の見直しを行います。

10 ページの（７）所得階層別・世帯人数別保険料比較表をご覧ください。横軸を世帯の人数、縦軸を所得額といたしまして、前年度と令和 5 年度の医療分・後期分の保険料額の比較をお示ししたものでございます。

この表で、軽減の欄の数字が適用される軽減割合を示しておりまして、7 割軽減は水色、5 割軽減は緑色、2 割軽減は黄色にしております。円グラフに示すとおり、軽減を受ける世帯は全体の約 64% となっています。

表 17 にお戻りください。令和 4 年度と比較した場合、2 人世帯及び 3 人世帯において、軽減判定所得の増額に伴う軽減適用範囲の拡充が反映されていることから、一部で保険料が減額となっていることがお確かめいただけるかと思えます。

11 ページへ進みます。6. 低所得層に配慮した本市独自の軽減特例、（１）低所得層の負担増への対応ですが、先ほどご説明したとおり、令和 6 年度の保険料率統一に向けて激変緩和措置を講じた上で保険料率を算定しました。低所得層においては、前年度の保険料に対し大きいところでは 18% 近くも増額することがあります。具体的な所得階層別の保険料増加率については図 8 のグラフをご覧ください。

この低所得層に偏った負担増への対応として、令和 4 年度と同様に、令和 5 年度においても、大阪府の激変緩和措置に係る交付金等を低所得層世帯の内、均等割軽減対象者の保険料に充てることで、負担軽減を図ります。

（２）本市独自の軽減特例をご覧ください。低所得世帯に対してはその所得に応じて、7 割、5 割、2 割と当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額していますが、その軽減対象者について、表 18 のとおり、7 割軽減の場合は被保険者 1 人あたりにつき 2,000 円、5 割軽減、2 割軽減の場合は被保険者 1 人あたりにつき 2,300 円の軽減額をそれぞれに加算します。

この軽減に対する、必要な財源と想定する軽減総額は（３）をご覧ください。大阪府から激変緩和の経過措置としての交付を受ける予定の額、約 7 千万円及び前年度余剰金見込み額の一部を充てます。

	<p>特例対象となる被保険者数を令和5年12月末時点での数値を用いて推計し、約9千9百万円を軽減の特例に必要な額と算出しています。軽減特例の財源として充てた前年度余剰金見込額の残りは約4千5百万円となり、それを事業費納付金に充てることで、保険料全体の抑制財源としています。</p> <p>本市独自の軽減特例を適用した所得階層別・世帯人数別保険料比較表を12ページに掲載しています。</p> <p>13ページの図9軽減特例適用前後における保険料増加率の比較、をご覧ください。縦軸が保険料の増加率、横軸が所得階層です。</p> <p>グラフの青い方が軽減特例適用前、オレンジの方が適用後となります。全ての所得階層において保険料は増額傾向にありますが、軽減特例を適用することで、低所得層で特に増していた割合を抑制できていることが見てとれます。</p> <p>具体例として、介護2号被保険者の1人世帯で所得が43万円の場合、18.71%増加していた保険料が、軽減特例を適用することで、9.11%まで増加率を縮減することができます。</p> <p>また、介護2号被保険者の2人と子ども1人の3人世帯では、同じく所得43万円の場合、20.08%から8.49%まで大きく縮減できます。</p> <p>このように、本市独自の軽減特例とは、府からの交付金及び前年度余剰金の一部を活用することで、標準保険料率適用に向けた過程で生じる負担の増大を、より効果的に軽減しようとするものです。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>項番の7. 令和5年度保険料のモデルケースでございます。</p> <p>これまで、算定してきました令和5年度の保険料率や軽減特例等を踏まえまして、2種類の世帯を想定し、給与又は年金収入額ごとに、所得控除後の所得額、令和4年度の保険料額、令和5年度（案）の保険料額、令和5年度の市町村標準保険料率による額をそれぞれお示ししております。事業収入など場合には、必要経費を控除した額を所得額として見ていただければと存じます。</p> <p>上段の例では、未就学児を含む世帯のモデルですが、令和4年度よりも保険料が多くなっています。</p> <p>つづいて、項番の8、令和5年度 枚方市国民健康保険特別会計 当初予算（案）でございます。</p> <p>歳入・歳出それぞれ19億300万円減の410億4,100万円を見込んでいます。</p> <p>15ページをご覧ください。</p> <p>項番の9. 出産育児一時金についてでございます。</p>
--	--

	<p>出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一分娩当たり原則 42 万円を支給しています。</p> <p>一方で、医療機関における出産費用が増額傾向にあることを踏まえ、出産を躊躇させないためにも、出産費用の実態に即した出産育児一時金の引上げが必要という考えから、現行の 42 万円を、近年の費用の伸びを勘案し、令和 5 年 4 月から、全国一律 50 万円に増額するものです。</p> <p>これに伴い、健康保険法施行令が改正されることから、枚方市 3 月定例月議会にて、本市国民健康保険条例の改正を市議会に提案するものです。</p> <p>ご説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>これまでの説明でご質問等ございましたら挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>資料 6 ページの予定収納率の設定で、令和 5 年度は 95.5%と見込まれています。令和 3 年度実績、4 年度は予定ですが、横並びになるかともみてとれます。今年度の保険料については、14 ページの表 21、表 22 を見れば 1 割とはいいませんが、結構上がるという状況の中で、これだけ収納率は上がるものなのか、逆に滞納が増えるのではないのでしょうか。</p> <p>どのような計算で 95.5%を設定したのか、教えていただけますでしょうか。</p>
<p>松 岡 課 長</p>	<p>予定収納率ですが、ここ数年収納率は上昇しておりまして、保険料収納に対する取り組みについては、口座振替の原則化やSMSの活用等しているところです。</p> <p>同規模の市を見ると高槻市で 95%台の収納率となっており、ここを目指すためにも 95.5%を設定して取り組んでいきたいという考えをもって、今回はこの数値を目標として設定させていただきました。</p>
<p>委 員</p>	<p>逆に達成できなかった場合はどうなるのですか。</p>
<p>小 菅 室 長</p>	<p>本市におきましては、国保の財政調整基金として約 7 億円を用意しております。もし、収納率が達成できずに事業費納付金の納付する財源に不足がでる時には、財政調整基金を使っていきたいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>保険料が上がることと、収納率を上げていくということのご懸念が委</p>

<p>会 長</p>	<p>員から出ておりますので、引き続き丁寧なご説明と取組みをよろしくお願いたします。</p> <p>そのほか、委員の皆様からご質問、ご意見等ございますか。</p> <p>1 ページから 15 ページまで丁寧にご説明いただきましたが、委員からご質問がありました保険料の激しい上昇の中で枚方市としましても特に低所得の方に対してはあまりにも厳しい状況にならないように工夫を重ねていただきましてこの金額、保険料率の設定をさせていただいたということだと思います。</p> <p>そのほか何かご質問はよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>会長からご説明いただきましたが、やはり物価の高騰などで生活が苦しい状況の中で、保険料の負担もざっくり 1 割負担の増となる状況においては、市民にとっては厳しいというのが率直な感想でありまして、これを何とか負担を軽減していくというのは、今回出てきた数字についてどうこうというのはなかなか難しいし、本市で対応できるところはなかなかないわけではあります。今後に向けてどこまで市民の負担が軽減できるかということについて積極的に努力・工夫を重ねていただきたいと思っております。</p>
<p>小 菅 室 長</p>	<p>令和 6 年度からは大阪府の市町村の保険料率は統一となります。令和 6 年度に向けて大阪府と市町村で何とか保険料率を抑制していく方策が求められています。これまでも大阪府と市町村の間で検討がなされているところではあります。いよいよ 6 年度に向けて本格的、具体的な議論が始まっていくものと思われま。</p> <p>大阪府の状況を少し申し上げますと、広域化になりまして、市町村の国保特別会計の財政運営は一定安定してきています。保険給付に必要な額は、大阪府からの交付金として交付されることとなりますので、保険給付の増減に対して市町村の財政が不安定になるという懸念はなくなりました。一方、市町村はこれまでの赤字解消に努めてきて全体的に改善している状況にあります。制度改正後、徐々に市町村の黒字額が積みあがっている状況も一定あります。具体的な検討としては、この黒字を使って大阪府全体の保険料率を抑制する方策ができないものかという検討を進められることと思っております。ただ、黒字の状況と言っても 43 市町村状況は様々ですので、具体的にどういったことが望ましいのかは、これからの課題となります。大阪府と市町村の協議としましては、広域化調整会議がございまして、枚方市もこの議論に加わっていく予定とな</p>

<p>会 長</p>	<p>っています。枚方市では低所得層への影響が大きいことはこれまでも課題となっております、それに対して様々な方策を重ねてまいりましたので、そういった点を考慮しながら議論に加わっていきたいと思っております。</p> <p>ありがとうございました。以前の運営協議会でも意見が出ましたが、令和6年度に向けて保険料を納める市民の方に対して物価等の高騰もありますので、生活が苦しくなっていく中で保険料の上昇です、枚方市だけではなく大阪府全体で事務局として本市の特徴をお伝えいただいて、無理のない形で保険料の設定等ご助力いただき、取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>森 会 長</p>	<p>そのほか何かございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>資料15ページの出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げるのは、全国一律ということですが、例えば枚方市が魅力ある都市、子どもを増やすことを希望される市になってほしい。子どもを多くしたいという希望を持っておられると聞いていますが、50万円をもっと増やすような方策はありますか。全国一律にしないといけないものか、お伺いしたのと、枚方市独自のできるのであれば、一時金を増やして出産しやすい市にしていく方策はありますか。</p>
<p>菊 地 部 長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>枚方市では子育て支援に対し大きなウエイトを占めて進めているところでございます。</p> <p>例えばこれまでも保育料の第2子無償化など市全体の取り組みとして進めてきていることは市民生活部として認識はしております。</p> <p>今回の出産育児一時金につきましては、国保制度におけるものですので、一定、国の制度に則した形で、国保会計にも影響のあるところですので慎重に対応すべきものと考えております。その他の部分で市全体として子育て施策について検討していくものと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。その他の委員、いかがでしょうか。</p> <p>これ以上ないようでしたらこの辺りでご意見・ご質問を止めさせていただきます。</p> <p>それでは答申案をまとめさせていただきます。</p> <p>お諮りします。</p>

まず、諮問事項の1点目
「令和5年度保険料について」、
「令和5年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課割合について」
は、「賦課総額を7,300,064千円とし、賦課割合を所得割48.2%、均等割31.1%、平等割20.7%とすることは適当である。」
とすること、
「令和5年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び賦課割合について」は、「賦課総額を2,320,930千円とし、賦課割合を所得割48.4%、均等割31.0%、平等割20.6%とすることは適当である。」
とすること、
「令和5年度介護2号被保険者に係る介護納付金賦課総額及び賦課割合について」は、「賦課総額を780,450千円とし、賦課割合を所得割44.9%、均等割55.1%とすることは適当である。」
とすることで、ご異議ありませんか。

異議なしの声あり

ご異議なしと認めます。

次に、2点目の「保険料賦課限度額の引き上げについて」は、
「基礎賦課額に係る賦課限度額を現行の630,000円から650,000円に、
後期高齢者支援金分に係る賦課限度額を190,000円から200,000円にそれぞれ引き上げることは適当である。」とすることで、ご異議ありませんか。

異議なしの声あり

ご異議なしと認めます。

次に、3点目の「保険料軽減判定所得の引き上げについて」は、
「低所得者に対し被保険者均等割及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を5割軽減の対象世帯については285,000円から290,000円に、2割軽減の対象世帯については520,000円から535,000円にそれぞれ引き上げることは適当である。」
とすることで、ご異議ありませんか。

異議なしの声あり

	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>次に、4点目の「令和5年度本市独自の軽減の導入について」は、「応益割保険料額軽減世帯について、保険料軽減割合が7割世帯は、被保険者1人あたりにつき2,000円、5割世帯および2割世帯は、被保険者1人あたりにつき2,300円の軽減額を加算することは適当である。」とすることで、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">異議なしの声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>次に、5点目の「出産育児一時金について」は、「出産育児一時金の金額を408,000円から488,000円に変更することは適当である。」とすることで、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">異議なしの声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
会 長	<p>それでは、ただいまの提案を含めまして、答申書の作成については、私と事務局で調整いたしますので、ご一任くださるよう了承をお願いします。</p> <p>作成後の答申書は市長に報告するとともに、委員の皆様方に写しをお送りさせていただきますのでよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは次に、案件の6の報告事項について議題とします。資料でいいますと15ページ中段の「10. 産前産後保険料の免除制度について」からになりますので、事務局から説明を求めます。</p>
松 岡 課 長	<p>資料15ページの中段「10. 産前産後保険料の免除制度について」です。</p> <p>国・地方の少子化対策への取組として、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分である4ヶ月間の均等割保険料及び所得割保険料を免除する制度が、令和6年1月から施行される予定であり、必要な法整備が今後進められます。</p>

	<p>免除された保険料は、公費負担（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）となります。</p> <p>図 10 はそのイメージを記載しています。</p> <p>続きまして 16 ページをご覧ください。</p> <p>「11. 令和 5 年度 国民健康保険制度の適正な運営に向けた本市の取り組み」についてご説明いたします。</p> <p>（１）資格適正化の取り組み</p> <p>郵送戻り等を契機に、現地調査の強化及び不現住と認定した者の住民票職権削除依頼と職権による資格消除の実施による資格の適正化を図ります。</p> <p>オンライン資格確認等システムの導入に伴い提供されている国保と被用者保険の資格重複リストを活用し、被用者保険に加入しながら国保を脱退していない被保険者へ、脱退勧奨の実施と職権による資格喪失処理を適切なタイミングで実施します。</p> <p>（２）保険料徴収の取り組み</p> <p>保険料の公平負担の観点から、令和 5 年度の現年度目標徴収率を 95.5%（大阪府から示された標準徴収率は 93.95%）とし、滞納繰越分を含めた収納率向上を図るため、下記の取り組みを進めます。</p> <p>① 確実な徴収方法である口座振替を促進するため、新規加入者への口座振替申し込みを奨励するインセンティブを付与する事業を令和 4 年度に続き実施します。</p> <p>② 滞納早期においてスマートフォンの SMS（ショートメッセージサービス）及びコールセンターによる電話催告を通じて、新たな滞納繰越の防止に努めます。</p> <p>③ 過年度滞納者への催告書の送付を漏れなく行い、分割納付の履行監視を適切に行うことで、納付義務者の納付意識の低下に歯止めをかけるとともに、滞納繰越分の収納率の向上を目指します。</p> <p>④ 預金や生命保険、給与等の債権を主とした差押執行や交付要求などの滞納処分を積極的に実施します。</p> <p>⑤ 債権回収課や納税課との組織的な徴収体制の連携強化を図っていきます。とりわけ債権回収課については、令和 4 年度から徴収体制が大幅に強化されたことを受け、移管案件の適切な配分について調整を図ります。</p> <p>⑥ 滞納者の資力の有無を明らかにする金融機関等への財産調査を積極的に実施します。財産調査は、導入済みの電子照会をさらに拡大して取り組み、滞納処分の増加に繋げていきます。</p> <p>⑦ 滞納者について、年齢・世帯構成・所得状況など様々な角度で分析を</p>
--	--

	<p>行い、効率的かつ効果的な滞納整理に繋げていきます。</p> <p>⑧ 滞納整理に関する各種研修会に積極的に職員を派遣し、様々な債権の差押えや取立てに関する知識の向上やスキルアップを目指します。</p> <p>(3) 保険給付適正化の取り組み</p> <p>社会保険加入後に国保被保険者証を用いて受療したケース等で発生した保険給付（療養給付費返還金）については、令和3年10月に運用開始されたオンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替が可能となりました。一方で、システムでの資格確認により判明する遡及脱退においては、高額な返還金が発生する案件もあり、円滑な療養給付費の返納が課題となっています。対象者への積極的な保険者間調整の利用案内や、適正な医療給付の説明、文書・電話・訪問による催告を実施し、発生初期の段階での回収を目指します。その上で回収困難な案件は、本市の債権回収担当部署や弁護士職員と連携し、弁護士名を入れた催告書の送付、裁判手続きによる差押えなどに取り組みます。</p> <p>レセプト点検については、委託業者と本市独自の点検員による二次審査を充実させ、前年度を上回る財政効果が得られるよう努めます。令和5年度は、委託業者の点検用独自システムの使用により点検の効率化を図るとともに、研修などで得た情報を委託業者に提供、共有することで効果的なレセプト点検を目指しています。</p> <p>柔道整復療養費及びあはき療養費については、令和3年度から、さらに重点的に取り組むため、専門業者に内容点検の業務委託を行っています。多部位・長期又は頻度が高いなど疑義のある申請について、施術患者に対しては照会文書や啓發文書の送付を行い、施術所に対しては請求内容の確認を行ったうえで申請書の返戻処理を行うなど、適正受診の強化に努めます。</p> <p>第三者行為求償事務については、引き続き大阪府国保連合会に求償事務を委託するとともに、本市弁護士職員と連携した市独自求償の取組強化や広告媒体を活用した傷病届の提出勧奨の啓発事業に取り組むとともに、医療機関や保健所等の関係機関や損害保険会社等との連携・協力関係を強化し、引き続き、傷病届の第三者行為による傷病の早期把握に努めます。</p> <p>外国人被保険者に係る不正受給防止のため、海外療養費や高額療養費の支給申請時における在留資格等の本人確認や、海外出産に係る出産育児一時金の申請にあつては出生事実の確認を徹底し、適正な給付に努めます。</p> <p>ジェネリック医薬品の普及に関しては、利用した場合の自己負担額軽減効果を示した啓発を引き続き行い、使用割合の政府目標である80%を</p>
--	--

<p>梶川 課長</p>	<p>超えることを目指します。</p> <p>引き続き保健事業推進の取り組みについて、ご報告させていただきます。</p> <p>「第3期特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画」につきましては、令和5年度は最終年度となります。今後、計画に掲げている目標達成に向けて被保険者の健康の保持増進、生活習慣病の早期発見、重症化予防に向けた取組を引き続き実施するとともに、次期計画策定に向けての準備を進めてまいります。</p> <p>個々の取組として、特定健康診査受診促進事業については、令和3年10月に大阪大学との間で締結した「効果的な健診等の運営・実施に関する研究にかかる協定」に基づき、現在、未受診者対策として大阪大学が作製したAIツールを活用した受診勧奨を行っているところです。今後効果分析を行い、分析結果を反映した資材を活用し対象に応じた受診勧奨を令和5年度以降に実施していく予定にしています。</p> <p>早期介入保健指導事業として、30歳～39歳の被保険者を対象に30歳からの国保健診を実施しています。今年度は当日の血圧や腹囲などの計測結果に基づいて行う保健指導に加えて、後日に血液検査データも含めた結果から判定した保健指導対象者への集団指導を実施しました。引き続き、健診受診の習慣化及び早期からの生活習慣病予防を目指した取り組みを進めてまいります。</p> <p>特定保健指導利用促進に対する取組については、特定保健指導未利用者を対象に体験型イベントである健康測定会を実施し、イベント当日に特定保健指導を実施することで利用促進を図りました。参加者の約7割がこれまで特定保健指導の利用歴がないもしくは3年以上利用がない人となっており、無関心層へのアプローチとなったものと考えます。令和5年度も引き続き実施し、特定保健指導の利用促進に努めます。</p> <p>糖尿病性腎症重症化予防事業については、市内の糖尿病専門医及び腎臓内科専門医と連携しながら、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者に向けた講座を引き続き実施し、糖尿病に関する知識の普及啓発を進めていきます。また、糖尿病治療中断者への専門職による訪問を引き続き実施するとともに、糖尿病性腎症重症化予防プログラム受講終了者へのアプローチについては業務委託にて実施することで、より多くの対象者に適切な助言指導を行う等、更なる重症化予防に努めます。</p>
<p>松岡 課長</p>	<p>「(5) システム標準化の取り組み」です。</p> <p>自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させ</p>

てきた結果、人的・財政的負担が増す一方となっていました。これを受けて国は、情報システムに係る重複投資を排除し、標準化・共同化を推進し、行政基盤を整備する必要性から、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を令和3年9月1日に施行し、地方公共団体においては、「情報システムの標準化を実施する責務を有する。(同法4条)」こととされました。国民健康保険業務については、標準システムの仕様書初版が、令和4年8月に公開され、今後、標準仕様書に準拠するシステムが各システムベンダからリリースされる予定です。

本市の国民健康保険システムは令和5年10月に契約満了を迎えます。その時点では本市の被保険者規模に合う標準準拠システムの調達は、時期が合わないことから、標準準拠システムの基となった国保中央会の「市町村事務処理標準システム」を導入します。

この標準システムは、現在本市が使用している国民健康保険システムと同じベンダの製品であることから、運用における親和性は比較的高いものです。一部仕様において、これまで本市が行ってきたカスタマイズなどの相違点がありますが、その抽出と対処等を施し、次の「標準準拠システム」を円滑に導入し、情報システムの標準化を実施するためのステップとして、現在はプロジェクトチームを設置して取り組んでいるところです。

(6) 次期「大阪府国民健康保険運営方針」の策定に向けた取り組みについてです。

大阪府は平成30年4月の改正法施行に向けて、「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」(以下、調整会議)を設置し、平成27年5月25日に第1回会議を開催。令和5年度までの激変緩和措置期間を設定し、保険料率の完全統一の実現に向けて、現在まで31回開催しています。

現在、次期「大阪府国民健康保険運営方針」の策定に向けて、保険料抑制を図るための充当資源として、保健事業の「独自事業分」における交付割合の見直しや、前期高齢者交付金の精算に伴い追加交付となった場合、後の年度の精算により返還が必要となる時に備え、追加交付分の財源を留保し、年度間の平準化に活用することなど、具体的な検討が進められています。

なお、前回の運営協議会で述べました「精神・結核医療給付」については「当面の間は現行制度を継続し、運営方針の対象期間中に、概ね3年に1回実態調査を実施した上で継続の可否について検討する」とされました。これら課題について、本市も調整会議の下部に設置された会議体(ワーキンググループ)も含め、次期運営方針の策定に向けて積極的に意見し、取り組んでいます。

	<p>さらに、次期運営方針策定の取り組みや今後の方針、特に、統一保険料率への移行に向け、令和5年度の本市の保険料率算定で講じた措置などについては、今後発送する納付通知書に令和5年度の保険料の算定等についての文書を同封するとともに、市広報紙、ホームページ等により、市民への周知に努めてまいります。</p>
<p>会 長</p>	<p>説明のありました内容についてのご質問をお受けします。</p>
<p>委 員</p>	<p>2点まとめて質問させていただきます。</p> <p>資料16ページ保険料徴収の取り組みについてですが、新規加入者への口座振替申込みを推奨するインセンティブを付与するとありますが、具体的にどのような内容なのかお伺いしたいのと、もう一つは滞納者について、前回委員からも滞納者についてのご質問がありまして、属性について調査中であると回答いただいていたと思います。公平性の観点から非常に興味を持っているところでして、もし何か少しでも明らかになったことがあれば合わせて教えていただければと思っております。</p>
<p>松 岡 課 長</p>	<p>まず、口座振替を推奨するインセンティブですが、昨年度からキャンペーンを実施しまして、キャンペーン期間中に納付書から口座振替に変更していただいた方にクオカード1,000円分をインセンティブとしてプレゼントさせていただきました。今年度につきましては、同様にクオカード1,000円分プラスひらかたポイント1,000ポイント付与する取り組みをしております、1月末で終了しました。</p> <p>もう1点目の滞納者の属性分析について、継続して取り組んでいるところであります。また、昨年末からはじめました預貯金調査も含めて課題であると認識しています。次回には具体的にご説明できるように準備していきたいと思っております。</p>
<p>委 員</p>	<p>同じく資料16ページの保険料徴収の取り組みについてですが、滞納早期においてスマートフォンやSMS及びコールセンターを使うとのことですが、実際にこれを行ってどのくらいの効果が出ているのか、債権回収の取り組みをしてどのくらいの回収率があるのか差し支えなければ教えていただければと思います。</p>
<p>松 岡 課 長</p>	<p>昨年度SMSを送る場合、送らない場合の件数を比較して進めてきたところ、SMSを送った世帯のほうが納付金額、件数とも大きいことがわかりましたので、昨年4月から本格的に分けずに一斉に送付しまして、</p>

<p>小 菅 室 長</p>	<p>確実に問い合わせがあり、そのタイミングで督促状を送らせてもらい、納付していただく効果はあげております。コールセンターについては、本市職員3名が電話して直接滞納者にも連絡し、納付書を紛失された方にもう一度送付するなど取り組んでおりまして、効果的な手法であると考えております。</p> <p>債権回収ですが、令和4年度に債権回収課が人員を増やして取り組まれており、今年度については、1月末時点で1,000件くらい、約4億円の移管依頼をし、徴収率については56.4%、徴収額は約2億円回収している状況です。</p> <p>SMSについては、納期限後までにお支払いがなかった世帯に督促状を翌月に発送していますが、督促状を発送した後に対象の世帯に対してSMSを送る取り組みをしています。これを実施するにあたりまして督促状を送った世帯を2つに分けて1つは送らない分、1つは送る分と比較対照実験を行いました。その結果、数字は持ち合わせていないですが、有意な効果があったと考えておりますので、今年度から本格的に実施させていただきます。</p>
<p>委 員</p>	<p>資料16ページの保険給付適正化の取り組みのところの下から2行目のレセプト点検については、委託業者と本市独自の点検員二次審査を充実させ、前年度を上回る財政効果が得られるよう努めますというところと、柔道整復師及びあはき療養費についても同様に専門業者による点検をしていますというところですが、どのくらいの実績があがっているのか、また、令和5年度の取り組みですが、具体的な数字を教えてくださいと思います。</p>
<p>小 菅 室 長</p>	<p>昨年9月の第1回の運営協議会の資料に医療費適正化の状況として、過誤調整の推移、再審査請求の推移を掲載しております。再審査請求については、令和3年度が当時最新の数字でしたが、若干前年度より下がっています。令和5年度の第1回の資料についても同様に整理させていただき、さらに有益な指標があればその掲載も検討させていただきたいと思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>費用対効果の問題もありますが、そのあたりをきちんと検証されていることは非常に重要なことだと思います。もしご質問がなければ、わからないまま終わってしまいますので、されていることはよりはっきりと書いていただければ、委員としてもその取り組みがよくわかると思いま</p>

<p>委員</p>	<p>すので、記載していただければと思います。</p> <p>余剰金や一般会計の繰り入れ等で激変緩和措置をしながら、統一保険料に近づけるということをされていますが、令和6年度になればどうなるのでしょうか。</p> <p>低所得世帯に対する市独自の軽減措置はどうなるのかも教えていただければと思います。</p>
<p>小菅室長</p>	<p>令和6年度以降は市町村独自の措置はできなくなります。どの市町村にお住まいであっても同じ所得額、同じ世帯構成であれば同じ保険料額になります。先ほども申し上げましたが、資料18ページの最後の方にも記載していますが、府と市町村が協議して、まず府全体の保険料率を抑制していくことの検討を進めていくことになろうかと思います。一つは制度改正後に生じてきた傾向にある市町村特別会計の黒字を活用することと、年度間の平準化について、5年度の算定のところで資料の5ページをご覧ください。下のグラフ、前年度からの増減額をお示ししております。今回の大きな特徴は後期高齢者支援金が大幅に増えているということと、介護分も同様に大幅に増えていることです。グラフの青い部分が医療分を示していますが、医療分については昨年度の増加分とさほど大きく変わっていません。</p> <p>前々年度分の精算分が含まれているということで、令和5年度の増減については、令和3年度概算で交付していたものの額が確定することによって返還や追加交付が生じます。そのことが年度間の変動に繋がっていることが国保制度の特徴だと思います。これらをできるだけ平準化するために令和4年度から法律が変わりまして、都道府県の財政調整基金に年度間の平準化をする機能が新たに付与されました。これらを活用して6年度以降も年度間に大きな変動が生じないように大阪府の基金を活用する方策が府と市町村で協議が始まるところです。</p>
<p>委員</p>	<p>資料17ページの保健事業推進の取り組みのところの大阪大学との間で締結した「効果的な健診等の運営・実施に関する研究にかかる協定」に基づき、令和4年度は未受診者対策として大阪大学が作製したAIツールを活用して受診勧奨とありますが、実施の具体的な内容についてお聞きしたいのと、勧奨したことで受診率がどれだけアップし、どのような効果が出たのかお聞きします。</p>
<p>栃川課長</p>	<p>大阪大学との連携における受診勧奨ですが、大阪大学が開発したAI</p>

<p>会 長</p>	<p>ツールを用いて、まず枚方市の国保の過去の受診歴等を全てA Iツールに入れて過去の受診歴からこの人は何パーセントくらい受診行動に移るのだろうかというカテゴリー分けをされているようです。そのカテゴリー分けをされた人に対して三種類のはがきを用意し、送付してその受診がどのような行動に結びついたのかは現在、分析中となっています。今後、分析に基づいてこの層にはこのツールを使用すると効果的ではないかということが、見えてくるのではないかと、その分析結果に基づきまして次年度以降積極的に勧誘していきたいと思えます。現在は調査段階となっており、受診率についても、現在送付している最中ですが、最終データがまだ出ておりませんので、今後、今年度の受診率だけでなく、効果的なものを見つけて来年度以降、それにターゲットをあてて送付することになりますので、次年度以降も含めまして受診率が上がればと考えているところです。</p> <p>その他の委員、いかがでしょうか。 それでは、ご質問はこの程度で止めさせていただきます。 続きまして、案件の7のその他について、何かございますか。</p>
<p>松 岡 課 長</p>	<p>本日ご審議いただきました令和5年度の保険料に係る賦課総額等につきましては、3月に開催されます枚方市議会におきまして、条例改正議案として提出させていただく予定としておりますのでお知らせします。また、被保険者の皆様への国民健康保険制度などの周知については、ホームページへの掲載のほか、4月号以降の「広報ひらかた」に掲載させていただくなど予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>最後に、菊地部長から、ご挨拶をお受けします。</p>
<p>菊 地 部 長</p>	<p>本日は、令和5年度の保険料率算定に係る5件の事項につきまして、ご審議いただき、誠にありがとうございました。 また、長時間にわたるご審議、本当にお疲れ様でした。 本日、令和5年度の保険料率につきまして、諮問させていただき、ご審議の上、ご確認いただき改めてお礼申し上げます。 令和4年度の協議会につきましては、本日で最終となりますが、本市といたしましても、本日頂戴いたしましたご意見を踏まえ、引き続き健全かつ安定的な制度運営に努めてまいりますので、今後ともお力添えのほど、よろしく願いいたします。 年が明けまして、新型コロナウイルス感染症の感染者数は減少傾向に</p>

<p>会 長</p>	<p>ありますが、インフルエンザの流行期に入っておりますし、また先日から記録的な寒波の到来もありまして、急激に気温が下がるなど、体調管理が難しいところであると思っております。</p> <p>皆様におかれましてもお風邪など召されませんようにくれぐれもご自愛いただければと考えております。</p> <p>以上、簡単ではございますが閉会にあたりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は本当にありがとうございました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>以上で、本日の審議・協議すべき事項はすべて終了しました。</p> <p>よって、本協議会は、これをもって閉会します。</p> <p>委員の皆様、ご審議いただき、ありがとうございました。</p>
------------	--